

## ジオブロッキング 日系企業も個別調査の対象に

ジェットロ海外調査部欧州ロシア CIS 課 深谷 薫

「ジオブロッキング」とは、小売業者が国外の顧客へのオンライン販売を避けるため、ウェブサイトへのアクセス阻止、他国向けのウェブサイトへの自動切り替え、国境を越える配達・支払いを受け付けられないなどの制限・差別を行うことである。

EUの調査によると、オンラインで商品を扱う小売業者のうち38%がジオブロッキングのために顧客のIPアドレスやクレジットカード情報などの位置情報を収集。デジタルコンテンツを扱う事業者の70%が少なくとも一つのジオブロッキング措置を取っている。ジオブロッキングの影響を受けているのは、商品では衣類、履物、アクセサリ、本、コンピューターハードウェア、電子機器、サービスでは、航空券、レンタカー、ストリーミングなどデジタルコンテンツに多い。

欧州委員会（以下、欧州委）は、電子商取引（EC）セクターに対し不当に競争を阻害する慣行がないか、2度にわたって調査を実施した（調査結果は解説を参照）。ジオブロッキングの事例が不当な競争阻害を禁止するEU機能条約第101条（解説の1.を参照）などに反する可能性がある場合は、個別調査も実施している。2017年2月には、バンダイナムコを含む5社のゲームソフトメーカーと、ゲーム配信プラットフォーム「ス

チーム」の運営会社バルブとの間で結ばれた契約に関して調査が開始された。ゲームを始める際、海賊版ではないことを認証するための「有効化キー」をプラットフォーム上で入力する必要がある。多くのゲームで導入されている仕組みだが、今回のケースでは、特定の加盟国の消費者のみがゲームにアクセスできるように有効化キーを設定しているかどうかが焦点だ。

同じタイミングで、欧州最大級の旅行代理店4社とスペインの大手ホテルグループ、メリア・ホテルズの間で結ばれたホテル宿泊に関する契約が、顧客の国籍や居住国によって客室の空き状況や価格を変える条項を含んでいる可能性があるとして調査が開始された。

さらに17年6月、欧州委はナイキ、サンリオ、ユニバーサル・スタジオの3社についてもライセンス契約と販売慣行がライセンス商品の国境を越えた販売やオンライン販売を不当に制限している可能性があるとして調査を開始した。同3社はそれぞれ、「FCバルセロナ」の関連商品、「ハローキティ」、「ミニオンズ」などのライセンサーで、メーカーとのライセンス契約によりこれらのイメージ画像や文字を使用した服やおもちゃなどが製造されている。以上のケースに対する調査は現在進行中であり、ジオブロッキングに対する欧州委の対応は今後も注視が必要だ。 J&S

寄稿

## 解説：欧州委による EC 分野の調査結果について

ギブソン・ダン・クラッチャー法律事務所ブリュッセルオフィス 弁護士 杉本 武重

欧州委は2017年5月10日、EC分野の調査最終報告書を採択した。この調査は当該分野における当局の問題意識を把握する上で重要な意義を有する。

### 1. 法的な背景

EU機能条約（TFEU）第101条は、単一市場にお

ける競争を阻害する目的または効果を有する企業間の協定および共同行為を禁止している。反競争的な協定や共同行為を行う企業は、全世界年間売上高の10%以下の制裁金を受ける可能性がある。欧州委による調査および制裁金決定を避けるためには、企業は契約や流通制度に関するセルフアセスメント（自己評価）を行い、垂直的

一括免除規定<sup>注1</sup>のような複雑な免除事由のいずれかに自社の行為が該当するか確認しておく必要がある。

## 2. 最終報告書の議論

### (1)消費財：選択的な流通制度に関するもの

**a. 再販売価格の維持：**最低限の価格などを設定する企業間の協定または共同行為は、ハードコア制限<sup>注2</sup>となる（再販売価格の上限額を課すことまたは販売価格を推奨することは適法だと考えられる）。特に製造業者による価格追跡ソフトウェアの使用が拡大し、このことが事業者間の共謀を促進する可能性がある。

**b. 二重の価格設定：**異なる小売業者に対して異なる卸売価格を課すことは一般的には適法であるが、同一の小売業者に対して同一の製品に関して異なる価格を課すことは一般的にはハードコア制限であると考えられる。ただし、二重の価格設定は事案によってはTFEU第101条第3項に基づく適用免除に該当する可能性がある。

**c. オンラインプラットフォームの禁止：**実店舗における商品販売を行うことまたは自社のウェブサイトでの販売を行うことを販売業者に要求することによって純粋なオンライン業者を流通システムから排除する行為について、欧州委は、当該プラットフォームの禁止それ自体が違法と見なされるべきではないとの見解である。しかし、客観的な正当化理由がない場合には調査が開始される可能性がある。

**d. 地理的な制限：**業界内で支配的地位にない企業については、一方的なジオブロッキング措置に関する懸念は生じない。しかしながら、サプライヤーがEU単一市場内の市場の分割を目的とし、特に並行輸入を制限する目的を有する場合、これらの制限は問題となる可能性がある（もっとも、当事者の関係が「純粋な代理人契約」による場合、当該協定は第101条の範囲外となる可能性がある）。

**e. 価格比較ツール使用に対する制限：**価格比較ツールの使用に対する絶対的な制限で客観的な基準に基づかないものについては、垂直的一括免除規制によってカバーされないハードコア制限に該当する可能性がある。

### (2)デジタルコンテンツ：ジオブロッキングが違法な地理的制限に該当する可能性

**a. デジタルコンテンツにおけるジオブロッキング：**デ

ジタルコンテンツのジオブロッキングは、その他の契約上の制限と連動した場合、競争当局の関心を高める可能性がある。

**b. デジタル権利の結合：**権利をさまざまな要素に分解することおよび一定の権利を結合させること自体は問題ないが、権利の結合が一定の要素に関してのみ行われ、残りは利用されずに残される場合、いわゆる供給制限<sup>注3</sup>となる可能性がある。当該制限は経済的および法的な観点の双方から業界全体に関して評価される必要がある。

**c. ライセンス契約における過剰な期間：**ライセンス契約は通常は長期にわたって締結されるものである。このような長期的な契約は、市場への新規参入または現在の商業活動の拡大をより困難にする可能性があり、競争上の懸念を生じさせる可能性がある。

**d. デジタル・サービスに関する乱用的な支払いに関する構造：**欧州委は、支払いメカニズム（固定価格、最低保証および前払い）が参入障壁または拡張に関する障壁の発生をもたらすか否かについて調査が必要であると考えているようである。

## 3. EC上のビッグデータ活用

最終報告書はビッグデータについて競争上センシティブなデータがマーケットプレイス（本誌p.68の注1を参照）および第三者である販売者の間で交換される場合、当該データの収集および使用が競争に対して影響を及ぼす可能性がある点に言及する。

## 4. 結語

最終報告書の結果を踏まえ17年6月、欧州委は、消費財およびデジタルコンテンツのオンライン流通に関する枠組みにおいて乱用的な実務が行われている可能性について調査を開始した。今後より多くの調査が生じる可能性が高いため、オンラインでの流通に従事する企業は自社のコンプライアンスを確保する必要がある。 

<sup>注1</sup>：垂直的の制限に関する一括適用免除規則（欧州委員会規則330/2010号）。垂直的取引関係（メーカーと販売店との契約など）における、同規則に定められた要件に該当する行為については、一般的に競争法の適用から免除される。

<sup>注2</sup>：hardcore restriction。原則として違法な競争制限であり、一括適用免除規則の適用が認められない。

<sup>注3</sup>：output limitation。供給量または生産量を制限する行為である。一般的に競争制限の目的を有する行為と考えられている。